令和７年度関西圏情報発信力強化事業　業務仕様書

１　業　務　名

令和７年度関西圏情報発信力強化事業

２　業務の目的・概要

大阪・関西万博の開催により、国内外から多くの来客が見込まれる関西圏のメディア（テレビ番組、雑誌、ＷＥＢ、新聞等）を重点ターゲットに本県の話題が取り上げられるよう、効果的な取材誘致及び取材を意識した話題性・ニュース性のあるプロモーション企画等を実施する。それにより、岡山県のメディア露出等の強化やイメージアップを図るとともに、大阪・関西万博による本県への波及効果の最大化や岡山県への誘客促進等につなげる。

３　業務期間

令和７年５月１２日から令和７年１２年３１日まで

４　契約限度額

１０，０００，０００円（消費税及び地方消費税を含む。）

５　業務内容

（１）メディアリレーション

関西圏メディア（テレビ番組、雑誌、ＷＥＢ、新聞等）で本県の情報が取り上げられるよう、当該メディアへの切れ目のない情報提供及び誘致活動を行うこと。

その際、トレンドや時流、季節感に応じたＰＲを意識し、旬の話題や県内の大きな話題等については、時期を逸することなく、メディア露出の強化を図ることで、本県のイメージアップに資する有益なメディア誘致につなげること。

露出のポイント（参考）
・旬のフルーツ （白桃：６～８月、ぶどう：５～11 月など） ・大型イベントの開催（大阪・関西万博、瀬戸内国際芸術祭など） ※万博：8/22～24 の期間、岡山県がブース出展予定 ・観光キャンペーン「おかやまハレいろキャンペーン 2025」（７～10 月） ・美作三湯芸術温度（８～12 月） ・本県ゆかりの著名人等と連携した話題（おかやま晴れの国大使など）

なお、実施に当たっては以下①～④に留意すること。

①　メディアへ常時アプローチすることで、メディアのニーズを把握し、岡山県情報の提供を行うこと。

②　メディアへの働きかけの感触、本県の評判、関西圏等でのトレンド等を収集し、県へ定期的に報告するとともに、売り込めそうな本県の素材や話題について県へ随時共有すること。

③　必要に応じて、県職員がメディアに面会・訪問（オンライン含む。）し、メディアのニーズに応じた細かい情報提供、取材対応ができるよう調整すること。また、県職員が直接面会したメディアへのアフターフォローが行えるよう先導すること。

④　誘致したメディアの取材が県内でスムーズに行えるよう対応すること。なお、必要となる取材実費等については、県と協議の上、別途、県から支払う。

取材実費等：メディア露出に必要な取材旅費、宿泊費等の協力費

※受託者が取材に同行する場合の旅費等は、本項目には含まない。

（２）プロモーションの企画・実施

本県が関西圏メディアに取り上げられるための、時機を捉え、取材を意識した話題性・ニュース性のあるイベント、セミナー、タイアップ、キャンペーン等について企画及び実施すること。

内容については、本県の強み（高品質な農林水産物、デニム、備前焼、グルメ、歴史ある町並み、著名人など）が十分紹介され、メディアが取り上げたくなるような意外性を持たせること。また、万博やその他大型イベント等やそれらと連動する県事業との連携も意識すること。

回数は１回以上とし、実施方法はリアル開催に限らず、インターネットメディアやＳＮＳなど拡散力のある媒体を活用した手法も可とする。

なお、プロモーションの企画・実施に係る会場借上げ、出演者等の手配、関係者との調整、運営等に係る一切の業務及び費用は、原則として受託者において負担すること。

（３）ニュースリリースの配信

メディアに対するニュースリリース（リリース案の作成、インターネット配信プラットフォームの選定、取材サポート及び調整を含む。）を実施すること。

なお、配信内容、配信方法、配信先、配信時期等については、事前に県と協議の上、実施すること。

（４）効果測定・分析

露出記事・放送映像のクリッピング及び広告換算効果額等の算定を行うこと。

上記（１）～（３）を取材源として関西圏で発行、放送されたものは必須とする。また、全国放送されたテレビは系列局も広告換算額算定の対象とする。なお、岡山県内のみで放送されているテレビ番組は、下記（６）の対象外とする。

ＷＥＢ媒体については、露出から一定期間内のＰＶ数の算定も行うこととする。

（５）打合せ等

受託者は、本業務の遂行に当たり、下記の内容等について、委託者と月１回程度の定期的な打合せを行い、議事録を作成の上、提出すること。

・前月の活動実績や今後の実施計画

・本県の情報がメディアに選択されるための情報収集や助言、提案等

（６）事業の評価指標の設定

本事業の効果測定のため、次のとおり評価指標を設定する。

テレビ：３件以上、雑誌及び新聞：３件以上、ＷＥＢ：20 件以上（転載は含まない。）

６　実施体制

実施に当たっては、本業務の開始から終了までの間、事業実施方法や進捗状況の確認等、事業の円滑な実施等の為に、事業内容を総合的に判断でき、かつ作業進行を適切に処理できる責任者を置くこと。

また、岡山県と綿密な連携を図りながら、業務が円滑に遂行できる体制を取ること。

７　委託の条件

受託者は、本業務の実施に当たって、次の条件を遵守しなければならない。

（１）本業務が完了したときは、速やかに業務実績報告書（任意様式）を作成し、報告しなければならない。

（２）本業務の実施に要した経費は、帳簿及び全ての証拠書類を揃え、他の経費と明確に区分して整理し、本業務の完了の日の属する年度の翌年度から起算して５年間これらを保管しなければならない。

（３）業務を実施するに当たり、第三者が権利を保有する素材（タレント等の著名人、キャラクター、音楽等）の活用も可とする。その際には、権利保有者との交渉、契約締結、契約料の支払い、出演料、利用料、スケジュール調整、交通手段の確保等、その他付随する業務全般を実施すること。

（４）本業務を第三者に再委託してはならない。ただし、再委託先の業務内容、体制及び責任者を明記し、予め書面にて県に報告し承認を得た場合は、この限りでない。

（５）上記５（１）～（５）に係る内容や回数等については、企画提案を基本とするが、その実施に当たっては、県と協議し県の意向を反映した上で決定することとする。

（６）提案の内容、回数が企画提案書の内容と著しく異なる場合には、当該部分にかかる全部又は一部の対価は支払わないので、あらかじめ注意すること。

８　成　果　物

（１）メディア露出のクリッピングデータ

上記５（４）でクリッピングした記事及び映像は、毎月作成・更新した通算の露出一覧表（番組名、局名、日付、タイトル（上記５（１）～（３）に関するものは「広告換算額」を加える。））とともにデータにより提出すること。なお、映像のクリッピングデータについては、Windows パソコンで再生できる形式とする。

本業務による活動実績について、案件ごとに取材依頼を行ったメディア、その対応等を毎月データにより提出すること。

ただし、特に必要がある場合は、特定の案件について個別に実績の提出を求める場合がある。

（２）委託料の精算

本業務は、契約時に定めた契約金額を上限としてその範囲内で実施するものとす

る。本業務が終了した時点で、実施経費の精算を行い、岡山県の確認を経た上で額を確定し、経費の請求を行うこと。

９　著 作 権 等

（１）本業務により制作・納品された動画・画像等成果品のすべての著作権（著作権法第２７条及び第２８条の権利を含む。）は、原則として、全て県に帰属するものとする。また、二次利用することがあるため、本事業の成果品について、期間の定めなく無償で、二次利用可能な権利関係に関する調整を行うこと。

（２）著作権・肖像権等に関して、権利者の許諾が必要な場合は、受託者は必要な権利処理を行うものとする。

（３）上記５（１）～（５）により収集したメディアの情報については、岡山県が本業務以外に行うメディア向け事業に利用することがある。

10　秘 密 保 持

（１）事業者から県に提出された提案書等は、本業務における契約予定者の選定以外の目的で使用しない。

（２）本業務に関して、受託者が県から受領又は閲覧した資料等は、県の了解なく公表又は使用してはならない。

（３）受託者は、本業務で知り得た県及び事業者等の業務上の秘密を保持しなければならない。

11　その他

（１）受託者は、当該業務の遂行方法等について不明な点が生じた時は、その都度岡山県と協議の上、業務の円滑かつ適切な実施に努めるものとする。

（２）岡山県は、受託者に対し、必要に応じ業務の状況についての報告等を求めることができるものとする。